

四街道市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び四街道市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(四街道市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 四街道市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和48年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(四街道市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 四街道市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。